

平成28年度見附市国民健康保険事業特別会計決算

(単位:円)

説明用	歳 入	決 算		決 算	
		平成 27 年 度		平成 28 年 度	
		決 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
1	国民健康保険税	712,002,718	94.0%	738,512,012	103.7%
2	一 般 分	670,264,455	95.8%	709,324,460	105.8%
3	医療分現年分	433,734,151	94.7%	457,365,141	105.4%
4	支援分現年分	154,100,433	94.9%	168,373,817	109.3%
5	介護分現年分	57,661,309	95.9%	58,643,683	101.7%
6	医療分滞繰分	16,821,626	125.5%	16,112,516	95.8%
7	支援分滞繰分	5,172,142	147.3%	5,502,886	106.4%
8	介護分滞繰分	2,774,794	140.0%	3,326,417	119.9%
9	退 職 者 分	41,738,263	71.7%	29,187,552	69.9%
10	医療分現年分	23,433,515	70.2%	16,366,654	69.8%
11	支援分現年分	8,378,357	70.2%	6,051,205	72.2%
12	介護分現年分	8,686,395	71.1%	6,191,362	71.3%
13	医療分滞繰分	769,756	177.4%	351,832	45.7%
14	支援分滞繰分	224,849	172.6%	119,919	53.3%
15	介護分滞繰分	245,391	180.6%	106,580	43.4%
16	国庫支出金	904,389,921	101.4%	848,231,637	93.8%
17	療養給付費等負担金	623,955,987	100.5%	580,999,154	93.1%
18	高額医療費共同事業負担金	16,531,934	101.0%	17,425,483	105.4%
19	特定健康診査等負担金	6,203,000	97.5%	6,762,000	109.0%
20	普通調整交付金	252,431,000	113.9%	229,504,000	90.9%
21	特別調整交付金	5,268,000	19.8%	13,541,000	257.0%
22	療養給付費等交付金	169,515,000	66.8%	129,034,901	76.1%
23	前期高齢者交付金	1,096,515,892	102.5%	1,216,302,677	110.9%
24	県支出金	195,655,934	102.5%	192,339,483	98.3%
25	県調整交付金	172,791,000	102.7%	168,247,000	97.4%
26	高額医療費共同事業負担金	16,531,934	101.0%	17,425,483	105.4%
27	特定健康診査等負担金	6,333,000	99.6%	6,667,000	105.3%
28	高額医療費共同事業交付金	58,313,083	96.9%	80,209,799	137.6%
29	保険財政共同安定化事業交付金	834,353,062	241.4%	800,774,748	96.0%
30	財産収入	159	99.4%	128	80.5%
31	基金繰入金	0	-	② 0	-
32	一般会計繰入金	320,453,369	115.3%	326,863,121	102.0%
33	繰越金	38,084,456	46.8%	③ 0	皆減
34	諸収入(手数料も含む)	44,080,166	448.6%	14,282,493	32.4%
35	歳入合計A	4,373,363,760	111.0%	4,346,550,999	99.4%

(単位:円)

説明用	歳 出	決 算		決 算	
		平成 27 年 度		平成 28 年 度	
		決 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
36	総 務 費	82,366,239	101.6%	81,657,153	99.1%
37	保 険 給 付 費	2,633,224,350	101.8%	2,601,761,999	98.8%
38	一般療養諸費	2,488,088,863	104.6%	2,494,416,481	100.3%
39	療養給付費	2,194,402,276	104.2%	2,163,182,530	98.6%
40	療養費	19,606,816	96.0%	20,742,906	105.8%
41	高額療養費	273,891,584	108.2%	310,357,750	113.3%
42	高額介護合算	188,187	113.8%	133,295	70.8%
43	退職療養諸費	128,329,567	67.6%	91,246,620	71.1%
44	療養給付費	112,589,928	69.5%	78,055,714	69.3%
45	療養費	750,024	55.0%	677,401	90.3%
46	高額療養費	14,989,615	56.4%	12,513,505	83.5%
47	高額介護合算	0	-	0	-
48	審査支払手数料	6,471,930	108.6%	6,225,538	96.2%
49	出産育児一時金	7,983,990	86.9%	6,723,360	84.2%
50	葬 祭 費	2,350,000	69.1%	3,150,000	134.0%
51	後期高齢者支援金等	492,521,809	96.8%	467,574,899	94.9%
52	前期高齢者納付金等	329,105	83.1%	334,075	101.5%
53	老人保健拠出金	19,936	100.0%	15,664	78.6%
54	医 療 費	0	-	0	-
55	事 務 費	19,936	100.0%	15,664	78.6%
56	介護納付金	191,528,650	88.1%	175,373,653	91.6%
57	高額医療費共同事業拠出金	66,127,736	101.0%	69,701,934	105.4%
58	保険財政共同安定化事業拠出金	821,547,029	234.6%	805,369,052	98.0%
59	保 健 事 業 費	42,403,180	105.3%	42,966,183	101.3%
60	特定健康診査等	28,695,828	105.3%	25,645,521	89.4%
61	その他の保健事業	13,707,352	105.4%	17,320,662	126.4%
62	基金積立金	159	99.4%	128	80.5%
63	諸 支 出 金	43,547,246	87.0%	31,393,989	72.1%
64	予 備 費	0	-	0	-
65	前年度繰上充用金	0	-	251,679	皆増
66	歳 出 合 計 B	4,373,615,439	112.1%	4,276,400,408	97.8%
67	歳入歳出差引A-B	△ 251,679		① 70,150,591	
68	単年度収支(過年度精算前)	△ 38,336,135		④ 70,150,591	
69	過年度精算金	△ 27,707,789		⑤ △ 32,335,812	
70	単年度収支(過年度精算後)	△ 66,043,924		⑥ 37,814,779	

※ ①形式収支は、70,150,591円の黒字で、
 ①形式収支から、②基金繰入金、③前年度繰越金を差し引いた
 ④単年度収支(過年度精算前)は、70,150,591円の黒字となる。
 ここから、⑤過年度精算金 32,335,812円を差し引くと、
 ⑥単年度収支(過年度精算後)は、37,814,779円の黒字となる。

平成28年度の国民健康保険事業 業務報告

1 国保税の収納関係

※収納額には、還付未済額を含みません。

H28年度	調定額 (A)	収納額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 (B)／(A)
現年分	738,654,700円	712,952,662円	1,200円	25,700,838円	96.52%
滞納分	95,491,318円	25,518,550円	15,765,391円	54,207,377円	26.72%
計	834,146,018円	738,471,212円	15,766,591円	79,908,215円	88.53%

H27年度	調定額 (A)	収納額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 (B)／(A)
現年分	709,260,700円	685,994,160円	0円	23,266,540円	96.72%
滞納分	114,903,488円	25,874,858円	15,244,952円	73,783,678円	22.52%
計	824,164,188円	711,869,018円	15,244,952円	97,050,218円	86.37%

比較 (H28-H27)	調定額 (A)	収納額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 (B)／(A)
現年分	29,394,000円	26,958,502円	1,200円	2,434,298円	△ 0.20%
滞納分	△ 19,412,170円	△ 356,308円	520,439円	△ 19,576,301円	4.20%
計	9,981,830円	26,602,194円	521,639円	△ 17,142,003円	2.16%

2 被保険者及び医療費の状況

1) 被保険者の状況(年度平均)

区分	世帯数	被保険者数			介護保険2号 被保険者数
		一般	退職	計	
H28年度	5,251世帯	8,388人	367人	8,755人	2,788人
H27年度	5,361世帯	8,534人	526人	9,060人	3,036人
比較	△ 110世帯	△ 146人	△ 159人	△ 305人	△ 248人

一般 : 退職に該当しない被保険者

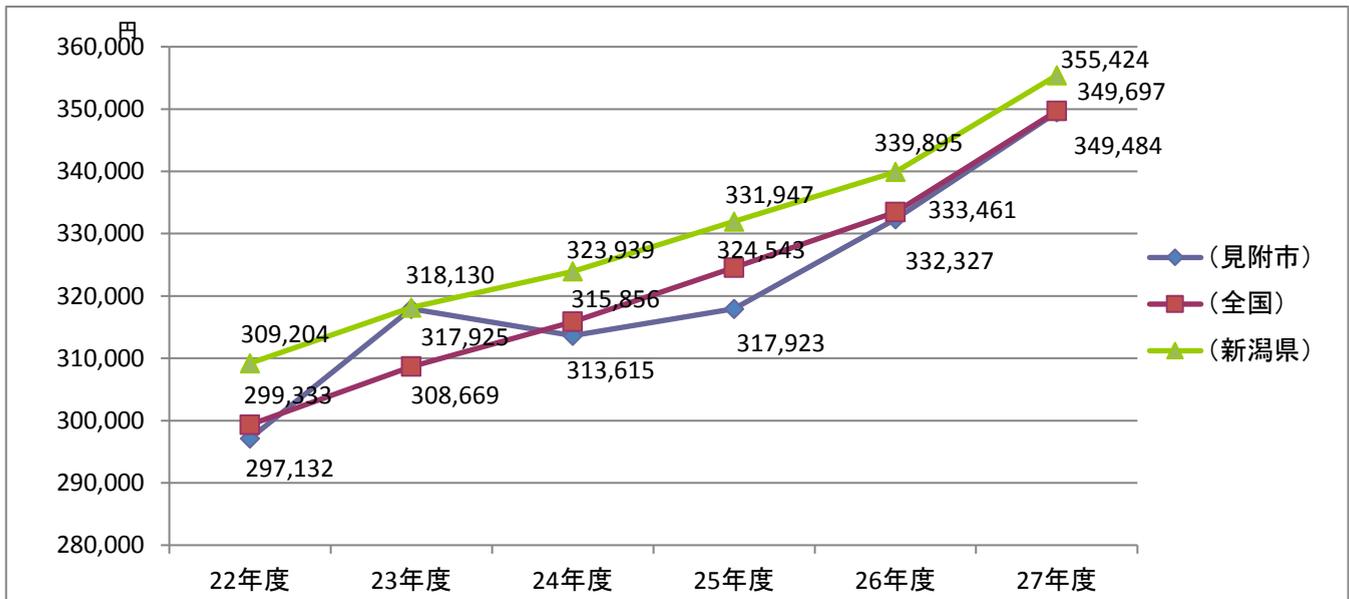
退職 : 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる被保険者で、加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人とその扶養家族
 ※ 退職者医療制度への新規加入は、平成27年3月末で終了

介護保険2号 : 40歳から64歳までの医療保険加入者

2) 医療費の状況(国保年報より)

区分	資格	件数	医療費	1件当り医療費	1人当り医療費
H28年度	一般	146,074件	2,982,876,210円	20,420円	355,612円
	退職	6,317件	112,024,678円	17,734円	305,244円
	計	152,391件	3,094,900,888円	20,309円	353,501円
H27年度	一般	149,208件	3,004,310,502円	20,135円	352,040円
	退職	9,386件	162,013,200円	17,261円	308,010円
	計	158,594件	3,166,323,702円	19,965円	349,484円
比較	一般	△ 3,134件	△ 21,434,292円	285円	3,572円
	退職	△ 3,069件	△ 49,988,522円	473円	△ 2,766円
	計	△ 6,203件	△ 71,422,814円	344円	4,017円

(1人当たり医療費の推移 一般+退職)



3 国保ドックの受診実績

区分	人間ドック	脳ドック
H28年度	183人	70人
H27年度	165人	68人
比較	18人	2人

4 特定健診・特定保健指導の受診率

区分	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	実施率
H28年度	6,462人	3,341人	51.7%	378人	138人	36.5%
H27年度	6,729人	3,541人	52.6%	390人	136人	34.9%
比較	△ 267人	△ 200人	△ 0.9%	△ 12人	2人	1.6%

※対象者数は各年度4月1日時点での国保加入者で、年度内資格異動等がない者

※平成28年度は速報値

国民健康保険 制度改革の概要

1. 都道府県と市町村の役割分担

- 平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等、国保運営に中心的な役割を担う。
- 市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。

市町村の主な役割	都道府県の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付 ・ 資格を管理（被保険者証等の発行） ・ 標準保険料率等を参考に保険税率を決定 ・ 保険税の賦課・徴収 ・ 保険給付の決定、支給 ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施（データヘルス事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い ・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ・ 市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進 ・ 新たに国保特別会計を設置 ・ 新たに国保運営協議会を設置

2. 国保制度改革後の国保財政の仕組み

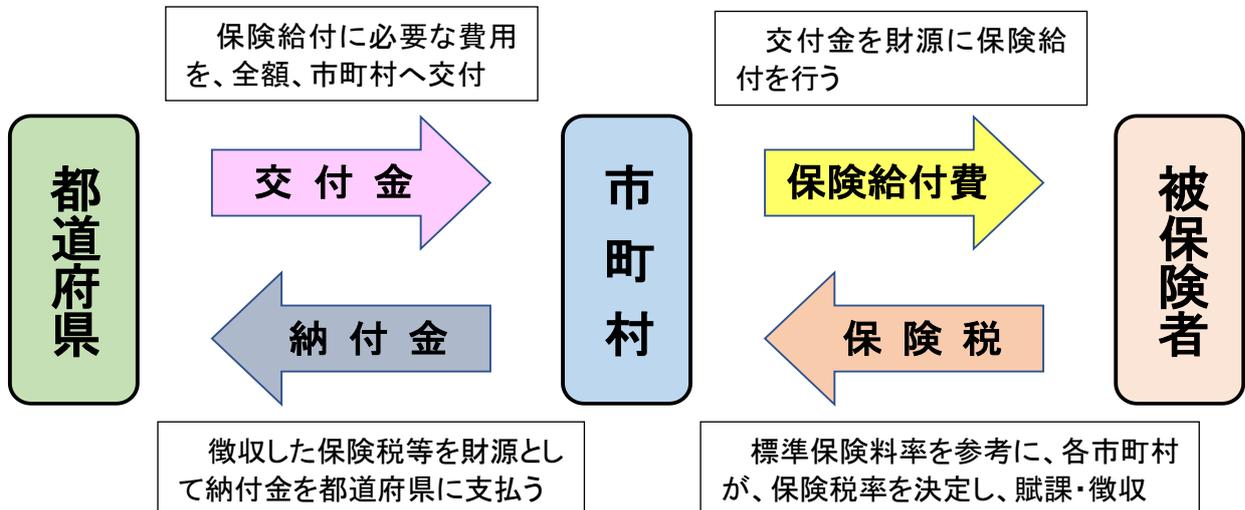
都道府県が財政運営の責任主体となり、都道府県単位で国保財政の「入り」と「出」を管理します。これにより、小規模保険者が多く財政基盤が弱いという構造的な課題を抱えていた市町村の財政は従来と比べて大きく安定することになります。

都道府県

- ・ 医療給付費等の見込みをたて、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定。
- ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表。
- ・ 保険給付に必要な費用を、全額、市町村に支払う（保険給付費等交付金の交付）。

市町村

- ・ 都道府県が示す標準保険料率等を参考に、それぞれの予定収納率等に基づき、市町村の保険税率を決定し、保険税を賦課・徴収。
- ・ 県に納付金を納める（国保事業費納付金の納付）。



3. 新潟県におけるこれまでの動き

平成 28 年 7 月に、県、市町村及び国保連合会で構成する連携会議等を設置し、国保事業費納付金及び標準保険料率等の算定方式、国保運営方針等について検討を行ってきました。

- ・ 連携会議（課長級で構成） 7 月までに 4 回開催
- ・ 財政関係検討部会（係長級で構成） 7 月までに 12 回開催

4. 納付金・標準保険料率、保険税率の決定スケジュール

- ・ 平成 29 年 10 月下旬 国は、国保事業費納付金の算定に用いる仮係数を提示
- ・ 平成 29 年 12 月末 国は、国保事業費納付金の算定に用いる確定係数を提示
- ・ 平成 30 年 1 月上旬 都道府県は、確定係数により算定を行い、国保事業費納付金・標準保険料率を確定
- ・ 平成 30 年 2 月上旬 市町村は、標準保険料率を参考に保険税率の算出
- ・ 平成 30 年 3 月議会 保険税条例の改正（平成 30 年度保険税率）・平成 30 年度予算審議

5. 国保運営方針の策定

国保制度改革後においては、都道府県とその都道府県内の各市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県は、統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要があります。

都道府県は、あらかじめ連携会議で市町村の意見を聴いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論を経て、平成 29 年 12 月末までに国保運営方針を定めることとなります。

■ 主な記載事項

〈必須項目〉

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町村の保険税の標準的な算定方法に関する事項
- (3) 保険税の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項

〈任意項目〉

- (5) 医療費適正化に関する事項
- (6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

■ 対象期間

- 平成 30 年度から平成 35 年度の 6 年間とし、中間年に必要に応じて見直しを行う。

■ 新潟県における策定スケジュール

- 平成 29 年 7 月 県が国保運営方針・素案を作成し、市町村に法定意見照会
- 平成 29 年 9～10 月 県の国保運営協議会で審議、諮問・答申
- 平成 29 年 11 月 県知事による国保運営方針の決定
- 平成 29 年 12 月 国保運営方針の公表